

平成 19 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社堀内カラー  
代表者名 取締役社長 堀内 洋司  
(コード 4683 大証第二部)  
問合せ先 総務部長 中東 裕之  
(TEL 06-6364-6101)

## 親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社の親会社及び主要株主に異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 異動が生じた経緯

平成 19 年 11 月 2 日に有限会社ホリウチ（以下、「公開買付者」といいます。）は、当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行う旨の発表をいたしました。

本公開買付けは、平成 19 年 11 月 5 日から平成 19 年 12 月 17 日まで実施され、本日、同社より公開買付けを通じて当社普通株式を 6,706,503 株取得する旨の報告がありました。

これにより公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することとなります。また、当社の主要株主である堀内洋司氏は、その保有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主に該当しないこととなります。

本公開買付けの結果等の詳細につきましては、添付資料の公開買付者が公表しております「株式会社堀内カラー株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 2 当該株主の名称等

##### (1) 新たに親会社に該当することとなった株主の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 名 称       | 有限会社ホリウチ                                       |
| ② 本店所在地     | 三重県松阪市殿町 1270 番地                               |
| ③ 代 表 者     | 代表取締役 堀内 洋司                                    |
| ④ 資 本 の 額   | 95 百万円（平成 19 年 11 月 2 日現在）                     |
| ⑤ 主な事業内容    | 不動産の賃貸、有価証券の売買、資産の運用管理等                        |
| ⑥ 当社との関係    | 当社の発行済株式数の 14.56%を保有しています。（平成 19 年 11 月 2 日現在） |
| ⑦ 決 算 期     | 2 月  |
| ⑧ 上 場 取 引 所 | 非上場  |

##### (2) 主要株主に該当しないこととなった株主の概要

- |       |        |
|-------|--------|
| ① 氏 名 | 堀内 洋司  |
| ② 住 所 | 東京都渋谷区 |

3 異動の前後における当該株主の所有株式数（議決権の数）および総株主等の議決権の数に対する割合

(1) 有限会社ホリウチ

	議決権の数	所有株式数	総株主等の議決権 の数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成19年11月2日現在)	1,370 個	1,370,000 株	16.75%	第1位
異動後 (平成19年12月25日現在)	8,076 個	8,076,503 株	98.74%	第1位

(2) 堀内 洋司

	議決権の数	所有株式数	総株主等の議決権 の数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成19年11月2日現在)	1,016 個	1,016,000 株	12.42%	第2位
異動後 (平成19年12月25日現在)	一個	一株	—%	—

(注1) 「総株主等の議決権の数に対する割合」は、当社が平成19年6月27日に提出した第49期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数8,178個を基に計算しております。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としていたため、異動後の「総株主等の議決権の数に対する割合」の計算においては、当社の上記有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数8,178個に単元未満株式に係る議決権の数1個（上記有価証券報告書記載の単元未満株式2,000株から当社が保有する単元未満自己株式699株を控除した1,301株に係る議決権の数）を加えて当社の総株主等の議決権の数を8,179個として計算しております。

(注2) 「総株主等の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3) 当社が平成19年6月27日に提出した第49期有価証券報告書においては、堀内洋司の平成19年3月31日現在の保有株式数は1,017千株であると記載されておりますが、これは、堀内洋司がその保有する当社株式1,000株を第三者に対して譲渡していたにもかかわらず名義書換が行われていなかったためであり、実際の堀内洋司の保有株式数は1,016千株であります。したがって、本書においては堀内洋司の保有株式数を1,016千株、所有議決権を1,016個としております。

4 異動予定年月日

平成19年12月25日（本公開買付けの決済の開始日である平成19年12月25日に株券の受渡しが行われる予定です。）

5 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けで当社の自己株式を除いた全株式を取得できなかったため、以下の方法により当社株主に当社株式の売却機会を提供しつつ、当社を完全子会社化する

ることを予定しております。具体的には、公開買付者は、①定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請しております。また、当該臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となり、上記②について、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、臨時株主総会の決議のほか、株式の内容として全部取得条項が付される普通株式に係る種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請しております。当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①ないし③を同一の臨時株主総会に付議し、上記②を当該臨時株主総会と同日に開催される普通株主による種類株主総会に付議すること（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により実施することを検討・要請し、当社はかかる要請に応じて上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することの検討を開始しています。

公開買付者は、本完全子会社化手続を採用することが決定された場合、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却等の価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本書提出日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の 100%を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定される予定です。

当社の普通株式は、現在、株式会社大阪証券取引所に上場されておりますが、本公開買付けの結果、株式会社大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、

適用ある法令に従い、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を株式会社大阪証券取引所において取引することはできません。

6 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、公開買付者は開示対象となる非上場の親会社等に該当します。

※ 添付資料：「株式会社堀内カラー株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以 上

(添付資料)

平成 19 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 : 有限会社ホリウチ  
代表者名 : 代表取締役 堀内 洋司  
問合せ先 : 金谷 勉  
(TEL:0598-25-0888)

## 株式会社堀内カラー株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 2 日に、株式会社堀内カラー株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の開始を決定し、同月 5 日から実施していましたが、本公開買付けが同年 12 月 17 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

### 記

#### 1 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地並びに対象者の名称

公開買付者 有限会社ホリウチ 三重県松阪市殿町 1270 番地  
対象者の名称 株式会社堀内カラー

##### (2) 買付け等に係る株券等の種類及び買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した 買付予定数	②株式に換算した 買付予定の下限	③株式に換算した 買付予定の上限
株 券	4,683,651 株	4,683,651 株	—株
新株予約権証券	—株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株
株券等信託受益証券( )	—株	—株	—株
株券等預託証券( )	—株	—株	—株
合 計	4,683,651 株	4,683,651 株	—株

##### (3) 買付け等の期間

平成 19 年 11 月 5 日（月曜日）から平成 19 年 12 月 17 日（月曜日）まで（30 営業日）

##### (4) 買付け等の価格 1 株につき、800 円

## 2 買付け等の結果

### (1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	4,683,651株	4,683,651株	—株	6,706,503株	6,706,503株
新株予約権証券	—株	—株	—株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株	—株	—株	—株
株券等預託証券( )	—株	—株	—株	—株	—株
合計	4,683,651株	4,683,651株	—株	6,706,503株	6,706,503株

### (2) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(6,706,503株)が株式に換算した買付予定の下限(4,683,651株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,370個	(買付け等前における株券等所有割合 16.75%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,505個	(買付け等前における株券等所有割合 30.63%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	8,076個	(買付け等後における株券等所有割合 98.74%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数		8,178個

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成19年6月27日に提出した第49期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数8,178個に単元未満株式に係る議決権の数1個(上記有価証券報告書記載の単元未満株式2,000株から対象者が保有する単元未満自己株式699株を控除した1,301株に係る議決権の数)を加えて対象者の総株主等の議決権の数を8,179個として計算しています。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

### (4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はありません。

### (5) 買付け等に要する資金 5,365百万円

### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日 平成19年12月25日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

### 3 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、本公開買付けで対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかったため、以下の方法により対象者株主に対象者株式の売却機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化することを予定しております。具体的には、当社は、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。また、当該臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となり、上記②について、会社法第111条第2項第1号に基づき、臨時株主総会の決議のほか、株式の内容として全部取得条項が付される普通株式に係る種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、当社は、上記①ないし③を同一の臨時株主総会に付議し、上記②を当該臨時株主総会と同日に開催される普通株主による種類株主総会に付議すること（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により実施することを検討・要請し、対象者はかかる要請に応じて上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することの検討を開始しています。

当社は、本完全子会社化手続を採用することが決定された場合、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却等の価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本書提出日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の100%を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

対象者の普通株式は、現在、株式会社大阪証券取引所に上場されておりますが、本公開買付けの結果、株式会社大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を株式会社大阪証券取引所において取引することはできません。

4 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

有限会社ホリウチ 三重県松阪市殿町 1270 番地  
株式会社大阪証券取引所 大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号

以 上